障がいのある方の働く場を広げよう！
応援する２つの仕組み

障がいのある方が地域で安心して暮らすためには、自分らしく働ける環境がとても大切です。
今回は、障がいのある方の就労を支える「2 つの仕組み」についてご紹介します。

① 障害者優先調達（ゆうせんちょうたつ）推進法とは？

市役所などの公的機関が、障がいのある方が働く施設や企業から、優先的に物品を買ったりサービスを頼んだりすることを定めた法律です。これまでは、弁当やトイレットペーパーなどの購入、施設の掃除といったお仕事を発注してきました。施設や企業で働く方の収入アップや自立につながる、大切な応援の仕組みです。

地域の障害福祉サービス事業所などを市が率先して応援することで、地域全体で障がいのある方を支援するための仕組みを整えることを目指しています。

障害者優先調達推進法が定める「障がいのある方を多く雇用している企業」
・障害者雇用促進法の特例子会社
・重度障害者多数雇用事業所（※）
（※）重度障害者多数雇用事業所の要件
①障害者の雇用者数が 5 人以上
②障害者の割合が従業員の 20%以上
③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

② 障害者法定雇用率（ほうていこようりつ）とは？

会社や役所で働く人のうち、障がいのある人を一定の割合以上雇用することを、法律で定めた制度です。この割合を「法定雇用率」といいます。
令和 8 年（2026年）7月から、法定雇用率が引き上げられました。

これまで	→	令和８年７月から
2.5%		2.7%

また対象となる会社の範囲が「従業員40人以上」から「37.5人」に広がり、これまで対象外だった会社も、新たに対象となります。

■ 誰もが当たり前に、地域で共に働くまちへ ■

「優先調達」と「法定雇用率」は、障がいのある方の活躍を支える大切な制度です。
地元の企業のみなさんにおかれましても、制度へのご理解と、誰もが働きやすい職場づくり、そして障がいのある方の積極的な雇用へのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ　社会福祉課　☎ 67-1811